

教育委員会会議録

平成29年3月27日（月） 午後1時30分 開会

午後3時04分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員

3 説明のため出席した職員

岡田信事務局長、後藤由紀夫次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長
永井勇一生涯学習スポーツ監、磯谷和明総合教育センター所長、山本雅夫総務課長
橋本礼子教育企画課長、山崎穂高財務施設課長、横井英行教職員課長
山崎眞澄福利課長、富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長
柵木智幸義務教育課長、吉田伸一特別支援教育課長
霊池恵量保健体育スポーツ課長、野村均文化財保護室長、黒沢正行健康学習室長
稲垣直樹総務課主幹、中田勝徳総務課主幹、安井健治財務施設課主幹
加藤吾郎教職員課主幹、小島寿文高等学校教育課主幹、北島淳特別支援教育課主幹
稲垣宏恭教育企画課課長補佐

4 議席の指定

委員の異動に伴い、愛知県教育委員会会議規則第5条の規定により、平松教育長が各委員の議席を指定した。

5 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

6 教育長報告

(1) 平成29年2月定例県議会の概要について

山本総務課長が、平成29年2月定例県議会の概要について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 「教員の多忙化解消プラン」について

橋本教育企画課長が、「教員の多忙化解消プラン」について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(廣委員)

教員の多忙化解消プランという大きな目的がある中で、達成すべき目標が、80時間を超えている教員を減らすということは理解できる。

今回、具体的な取組を進めていく中で、四つの取組の柱というものをあげているが、取組の柱（3）に関わることについては、もちろん教員の多忙化を解消していく上では重要だが、ここには生徒との活動の関わりがあると思う。多忙化解消プランは、教員のワークライフバランスを見直すものであるので、生徒の活動を制限するものでないという取扱いでお願いしたい。

先日、新聞に部活動の休業日を設けるということが大きく取り上げられていた。どうしても目新しいところに飛びつくようなところがあるが、そればかりが先行してしまって、教員の多忙化を解消することがメインではない取組にならないように配慮していただきたい。

部活動のみが取り上げられると、部活動ばかりに焦点があたってしまって、他にも生徒に関する取組、業務を圧迫する取組があると思うが、こうしたことが世間に知られずに、部活動だけが一人走りしてしまうことを非常に恐れている。

部活動には、運動部も文化部もある。愛知県は、スポーツ王国と知事が発言されるほど、スポーツでの活動をいろいろと認めていただいております。また、文化についても文化遺産登録をされるなど様々なところでお褒めをいただいている。そのような中で、部活動を制限しないような取組になるように今後ともお願いしたい。

(橋本教育企画課長)

部活動が、学校教育において果たしている役割等についても十分な配慮をしながら、学校現場に不要な不安を招かないように努めてまいりたい。

- (3) 平成27年度及び平成28年度愛知県生徒指導推進協議会の報告について
柵木義務教育課長が、平成27年度及び平成28年度愛知県生徒指導推進協議会の実施状況について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(則竹委員)

素晴らしい資料ができあがっている。これを如何に現場で実現していけるかということが重要である。教員の多忙化について配慮しながら、よろしくお願いしたい。

- (4) 平成29年度及び平成30年度愛知県生徒指導推進協議会の協議題について
柵木義務教育課長が、平成29年度及び平成30年度愛知県生徒指導推進協議会の協議題について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

生徒指導推進協議会で研究を深めるということであると思うが、これは学校に研究依頼するのか。

また、依頼する場合、何校ほど依頼し、どのくらいの立候補があるのかを教えてほしいが、教員の多忙化の問題との関係はどうか。

(柵木義務教育課長)

研究委嘱については、小学校、中学校にそれぞれ1校ずつである。

平成29年度については、PTA会長、校長、教育委員会事務局職員等を集めて理論構築をし、平成30年度に小学校1校、中学校1校に研究委嘱する。その際は、尾張と三河とで分担するが、まず、教育事務所を通じて市町村教育委員会に、生徒指導推進協議会で生徒指導の理論構築をした内容について研究してもらえないかを調査する。

調査の結果、立候補する市町村がない場合は、同じ視点に基づいて研究を進めている学校に県の理論に基づいてさらに既存の研究を深めていただくように依頼し、なるべく負担にならないようにしたい。

(廣委員)

以前の教育委員会会議で予算の話があったが、その際に文部科学省からの研究指定について、予算を返上するような話を聞いた。せつかく使えるお金があるならば、有意義に使用するよう工夫するべきであると思う。生徒の活動に還元できる取組ができるとよいと思うし、国からの予算を活用すると好循環になると思う。こういうところに活用することができるのか。

(柵木義務教育課長)

国の委託については、毎年予算を措置していただいているが、文部科学省も申請されたものを全て委託するというのではなく、愛知県が申請したものも含め各都道府県から申請された全てのものを、文部科学省で精査、協議し、どの都道府県に委託するかを決定している。

ただ、県が進めたい方法と、文部科学省が進めたい方法が一致しない場合もある。

- (5) 第72回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について
霊池保健体育スポーツ課長が、第72回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について報告。
平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

7 請願

請願第2号 尾張教育事務所長の処分等を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(則竹委員)

請願書によれば、女性活躍推進の行動計画の尾張教育事務所からの各市町村への通知が、10か月遅れたとのことであるが、それは事実か。

(横井教職員課長)

残念ながら事実であり、県教育委員会として責任を痛感している。

教職員課は、当該通知を平成28年3月29日に総合文書管理システムという電子データで文書を送付するシステムにより各教育事務所に送付したので、本来、遅くとも平成28年度の4月初めには、各教育事務所から管内市

町村教育委員会に通知されるべき文書であったが、請願者の指摘どおり、尾張教育事務所から管内各市町村教育委員会に通知されていないことが、平成29年2月に判明したため、同年2月6日に通知を出した次第である。

(則竹委員)

どうして、そのような事態が生じたのか。

(横井教職員課長)

尾張教育事務所での文書事務は、当該文書の内容に係る事務を所掌する担当者が、文書收受、起案、市町村への文書送付などの一連の事務処理を行うことになっている。

したがって、それぞれの担当者が、收受されていない文書があればそれを目を通し、自分の担当する文書かどうかを確認する必要がある。

しかし、本件文書の担当者である尾張教育事務所指導課の職員が、年度初めの忙しさもあって十分な文書確認を怠り、古い日付の文書を自分の担当する文書であると気付かなかったことが第一の原因である。

さらに、尾張教育事務所の文書管理者である総務課の課長補佐も、旧年度の文書を完結処理する期限の間際である平成28年6月2日に收受されていなかった文書を発見したが、錯誤によって単に收受するだけで済ませてしまったことが第二の原因である。

(廣委員)

請願で問題とされている尾張教育事務所からの通知漏れによって、遅れての通知対応となったとのことであるが、その際に関係市町村への謝罪及び説明もないまま通知を発出したということか。

それから、この通知遅れによって、管内各市町村に対して具体的な支障は生じたのか。

(横井教職員課長)

遅れて通知を発出する際に、メールにて経緯の説明をしたうえで、管内市町村教委に対しては、尾張教育事務所長より面談あるいは電話にて送付遅延のお詫びとともに通知の趣旨の説明を行っているとのことである。

次に、各市町村に支障があったかどうかの問題については、本件行動計画の主な内容は、一つ目は、女性教職員の管理的地位への積極的な登用、二つ目は、多忙化解消への対策を検討し、ワークライフバランスの意識向上を図ること、三つ目は、男性教職員の出産・育児にかかわる休暇をわかりやすくまとめたポスター等を作成し、それを掲示すること等により育児に係る休暇制度等の周知を図ることである。

まず、一つ目の女性教職員の管理的地位への登用については、今年度、尾張教育事務所長は、取組みの最重要項目の一つと捉えており、教育事務協議会、教育長面談等の機会を捉え、各市町教育委員会に働きかけることとしており、実際にも教育事務協議会及び校長会などの場で、女性登用の促進について、働きかけたとのことである。

また、二つ目と三つ目のワークライフバランスの意識向上と男性教職員の

出産・育児に関わる休暇制度の周知については、同様の内容が「次世代育成支援対策法」に基づく各市町村の行動計画の中で触れられているため、各市町村教委や県費負担教職員に既に周知されていると考える。

(廣委員)

文書が遅れたことは、いけないことである。今後、尾張教育事務所は、文書の送付漏れ防止のために何か対策を講じたのか。

(横井教職員課長)

今回のようなことが二度と起こらないようにするため、尾張教育事務所においてすでに対策を講じている。まず一つは、今回のミスは、文書进行处理すべき担当者が文書事務について十分な確認を行うことを怠り、古い日付の文書を自分が担当する文書であると気付かなかったことにより生じたものである。

したがって、今後は、事務を分掌する職員については、原則として、毎日、総合文書管理システム及び所属メールを確認し、所掌する事務に関する文書が送付されている場合には、責任を持って収受、施行等を行うこととする。

また、本件文書は指導課の職員が直接処理すべきものであったが、指導課には文書取扱者がいなかった。したがって、今後は指導課にも文書取扱者を置くこととする。

なお、総務課及び指導課の文書取扱者は、月の上旬、中旬、下旬の月3回程度の割合で、総合文書管理システム及び所属メールをチェックし、文書が遺漏されていないかどうかについて、徹底した相互確認を行っていきたい。

請願第3号 愛知県教育委員会の、「所定支払金」による支出、及び県立高校の「所定支払金」によるPTAからの支払いを（各学校事務長が扱っている）中止することを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

初めて聞く言葉だが、所定支払金とはなにか。実際には、どのようなところへどのような考えで支払っているのか。

(山崎財務施設課長)

所定支払金とは、学校名または職務上の資格で加入する情報交換等により本県の教育水準の向上に効果があると認められる団体に加入することにより必要となる、各種団体の規約に基づいて支払っている会費負担金である。

また、所定支払金という用語は、文部科学省が毎年度実施している地方教育費調査において、支出項目別経費のひとつの項目名であり、その説明書の中で保険料、地代や借料、団体の負担金など定期的に支払義務を生ずる経費と説明されていることから、この名称を使用している。

現状としては、全国高等学校長協会や全国特別支援学校長会などの全国組織の団体及び東日本高等学校土木教育研究会や中部地区盲学校長会など、東日本、中部、東海等一定の広域性をもつ地区組織である団体を県費で負担し

ており、それ以外の各学校のそれぞれの地区における教育関係団体や教育研究会等は各学校の判断によりPTA会計から支払っている。

これらの団体では、調査研究、研究協議、生徒が参加する講習会や各種大会等のほか、教育の振興に関する予算要望や意見の公表等を行っている。

こうした活動を通して、学校内のみならず各分野の教育活動に関する情報交換が可能となり、各校の教育方針の明確化、教員の資質向上につながるとともに、教育活動において直接生徒に還元されることから、本県の教育水準の維持、向上及び本県の将来を担う人材育成の観点からも有益である。

(廣委員)

所定支払金について、意味がよくわかった。徴収額等のお知らせに誰にでもわかる説明を加えることについてはどう考えるのか。

(山本総務課長)

各学校では、教育活動に必要な生徒個人用の教材や修学旅行代金など生徒に直接的に還元される経費や、PTAの活動に要する経費及び学校との協力により教育活動を展開する経費としてのPTA会費などを保護者から徴収している。

これらの経費は保護者から徴収しているという性格上、学校長は保護者に対し十分な説明・情報提供等に努める必要があり、徴収する項目や金額などのお知らせは、新1年生については3月下旬に各学校で開催される入学者説明会で周知するとともに、在校生については年度当初に全保護者へ通知している。

なお、これら保護者から徴収する金銭の管理と取扱いは各学校の教育活動の目的を達成するためにそれぞれの学校長の判断で行われており、徴収する金銭の具体的な説明、情報提供等の方法についても各学校長により適切に判断されるべきものと考えている。

教育委員会としては、毎年実施している財務事務等指導検査において各学校のこれらの状況を確認し、見直すべき事項があれば改善に努めるよう指導することや、各種会議等では各学校長が保護者に対し十分な説明責任を果たすよう周知を図っている。

(則竹委員)

保護者から徴収する金銭の徴収目的や説明の方法などは学校の実情によりそれぞれ判断されるべきことであることは理解できたが、教育委員会としてはいわゆる私費会計の適正な執行について指導すべき立場であると思う。

これらの金銭は保護者から徴収しているという性格上、保護者への十分な説明や情報提供は必要である。今後とも機会をみては各学校へしっかりとした指導をお願いしたい。

8 議案

第7号議案 愛知県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正について

山本総務課長が、愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第8号議案 教職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

横井教職員課長が、教職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

勤務年数は、正規教員としてか。常勤講師は経験年数に見なされるのか。

(横井教職員課長)

常勤講師であれば見なされる。

(廣委員)

大学では、免許は複数持っていた方がいいと学生に指導している。例えば中高の免許を取得しているが、小学校の免許も取得したいという学生がいても、常勤講師としての現場での経験か、小学校の正規教員として採用試験で受からない限り絶対にだめなのか。常勤講師としてどこかで採用されていたら、それが経験として生かされて、小学校の免許が取得できるようになるのか。

(加藤教職員課主幹)

小学校の免許を取得するには、一定の単位数を取得しなければならないが、常勤講師としての教諭経験があれば、その単位数が今回の改正で軽減される。学校の教諭になってから経験を積むことによって、持っていない免許を取得することが可能である。

(廣委員)

小学校の教員免許を取得していない人は小学校に勤めることができないから、軽減を図るという趣旨か。

(横井教職員課長)

今回の改正の大前提として、自分が取得している免許でもって3年の経験年数が必要である。正規教員でなくても常勤講師で3年、例えば中学校で常勤講師をやって、その後例えば小学校で1年常勤講師をやった場合は、このアドバンテージを受けられる。

(廣委員)

常勤講師であればよいということか。

(横井教職員課長)

常勤講師であればよい。非常勤講師の場合では、時間数により軽減の対象となる。

第9号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

横井教職員課長が、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正

について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第 10 号議案 愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

横井教職員課長が、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第 11 号議案 平成 29 年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について

柴田高等学校教育課長が、平成 29 年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

秋季入学は初めての試みということであるが、制度を新設するに至った経緯を教えてほしい。

(柴田高等学校教育課長)

秋季入学制度は、中学校卒業後に通学する高校がない生徒、あるいは一旦入学したが何らかの理由により通学できなくなった生徒の再チャレンジの機会の必要性についてこれまで様々な方面から要望をいただいております、そういった生徒の再チャレンジの機会の必要性を感じていたので、また、城北つばさ高校の開校も踏まえて、制度を設けることとした。

(廣委員)

先ほど、単位制の学校であるからということも聞いたが、秋季入学すると 1 年目は半期で、2 年目、3 年目となると、2 年半で卒業できるのか。

(柴田高等学校教育課長)

9 月に入学してからの半年間は、昼間部と夜間部の間に設定された共通の時間を利用して補充授業を行いながら、半年間で 1 年分の単位を取得していくことになる。9 月に入学した生徒にとっては、最初の半年間は学習の密度が濃くなる。ただし、基本的には城北つばさ高校の単位認定は、一年ごとに行うことを原則としており、卒業のためには、高校に 3 年以上在学しなければいけないという学校教育法の規定もあるため、最短で 3 年半後の春に卒業となる。

第 12 号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

吉田特別支援教育課長が、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第 13 号議案 愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について

霊池保健体育スポーツ課長が、愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

9 協議題

なし

10 その他

なし

11 特記事項

- (1) 審議に先立ち、平成29年3月24日付けで新たに教育委員に就任した大須賀憲太委員及び広沢憲治委員から、就任のあいさつがあった。また、事務局職員から、自己紹介を行った。
- (2) 平松教育長が今回の会議録署名人として則竹委員を指名した。
- (3) 宮崎邦彦氏から、愛知県教育委員会の、「所定支払金」による支出、及び県立高校の「所定支払金」によるPTAからの支払いを（各学校事務長が扱っている）中止することを求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (4) 傍聴人 1名 記者 1名